

平成26年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成26年 6月19日  
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場  
開会(開議) 平成26年 6月19日(木)9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 2番 池田賢治 議員 3番 安部大助 議員

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
2番 池田 賢治	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
3番 安部 大助	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
4番 佐々木 雅秀	11番 高宮 陽一	
5番 前田 芳樹	12番 米澤 壽重	
6番 平田 文夫	13番 遠藤 義光	

1、欠席議員

7番 齋藤 幸廣

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	定住対策課長 鳥井 登
副町長 池田 高世偉	農林水産課長 佐々木 千明
教育長 山本 和博	上下水道課長 山崎 龍一
総務課長 大庭 孝久	建設課長 春木 茂正
会計管理者 池田 賢一	総務学校教育課長 八幡 哲
企画財政課長 渡部 誠	生涯学習課長 濱田 勉
税務課長 池田 茂良	布施支所長 大上 一郎
町民課長 名越 玲子	五箇支所長 宮本 智幸
福祉課長 藤川 芳人	都万支所長 田中 秀喜
保健課長 長田 栄	行政係長 中村 恒一
環境課長 阿部 眞澄	財政係長 宇野 慎一
観光課長 吉田 隆	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一                      事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者      1 人

1、町長提出議案の題目

- 報告第 1 号 平成 25 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 25 年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 承認第 1 号 平成 25 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- 承認第 2 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 承認第 3 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 4 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 5 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 6 号 平成 25 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 7 号 平成 25 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 承認第 8 号 平成 25 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 承認第 9 号 平成 25 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 承認第 10 号 平成 25 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 承認第 11 号 隠岐の島町税条例及び隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 12 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 議 第 88 号 平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 89 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 90 号 平成 26 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 91 号 隠岐の島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 92 号 隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 93 号 隠岐の島町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議 第 94 号 基本協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕
- 議 第 95 号 工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設（ 2 号幹線その 1 ）工事〕
- 議 第 96 号 工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設（ 5 号幹線その 2 ）工事〕
- 議 第 97 号 物品購入契約の締結について〔島後清掃センター塵芥収集車〕
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

## 議事の経過

### 議長（石田茂春）

ただ今から、平成 26 年第 2 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 30 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 2 番：池田賢治議員、  
3 番：安部大助議員を指名します。

### 日 程 第 2、会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 27 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 27 日までの 9 日間に決定しました。

### 日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成 26 年第 1 回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告を申し上げます。

まずこの間、和歌山県、鳥取市、今治市、長崎県、廿日市市、新潟県、福島県の 7 議会が行政視察に訪れました。町長、副町長、担当課の丁寧な対応に対しまして感謝を申し上げます。

5 月 10 日には、恒例の島祭り「しげさ踊りパレード」が開催され、議会からも議員及び事務局職員の計 14 名が参加いたしました。

昨年の反省を踏まえ、改善されている点もありましたが、今年も参加者からの様々なご意見を耳にしました。町あげての一大行事でありますので改善すべき点等の検証を十分行って更に祭りを盛り上げていただきたいと思うところであります。

5 月 27 日、28 日には、第 39 回町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され出席をいたしました。

「これからの町村議会のあり方」をテーマとし、既に「議会基本条例」を制定されている 4 町村の議長がパネリストとなり、シンポジウムが開催されました。

議会基本条例は、住民に対する情報公開、説明責任、住民参加の場などをより明確化し実行するための条例であります。本町議会も議会改革を推進していく中、先進事例は大いに参考となる部分もありました。しかし、課題も多く、今後の本町の議会運営においては十分に協議・検討の上、対応していきたいと思っております。

6 月 5 日には、竹島問題の早期解決を求める東京集会在、東京都永田町の憲政記念館で開催され、島根県内外から 400 名が参加いたしました。

本町からも、隠岐期成同盟会と竹島対策特別委員会の各位が参加いたしました。この集会は、「日本の領土を守るため行動する議員連盟」と「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」の主催で開催されたもので、集会には、政府代表として後藤田内閣府副大臣が出席され、「竹島はわが国固有の領土である。国際法にのっとり平和的に解決するため全力を尽くす。」

と力強く語られました。

また、集会では、2月22日を「竹島の日」として閣議決定し、オールジャパンの体制で竹島問題の早期解決を図ること。政府主催による「竹島の日」記念式典を開催すること。国際司法裁判所への単独提訴を含め、国連、国際社会に広く日本の主張をアピールすること。学校教育に竹島問題について、これまで以上に積極的に取り扱うよう取組を強めること。暫定水域における実効ある漁業管理体制を確立すること。

の5項目が特別決議されました。

6月15日には、第9回隠岐の島ウルトラマラソンが過去最高の996名のランナーを迎え、盛大に開催されました。町をあげての一大イベントとして定着したこの大会、各地域が趣向を凝らした応援で、ランナーを元気づけ大変素晴らしい大会であると思います。

来年は節目の10回目を迎えます。益々の盛り上がり期待しております。

大会運営に携わられた町職員を始め、関係者の方またボランティアの皆様方、早朝より大変ご苦労様でした。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので必要に応じてご覧ください。

次に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

#### 日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（町長 松田和久）

平成26年第2回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成26年第2回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたが、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。

先ほど議長からご紹介がございましたが、後ほど改めてご報告申し上げますが、先般、開催をさせていただきましたウルトラマラソン、議員各位を始め、町民の皆様方のご支援によりまして盛況のうちに幕を下ろさせていただくことができたかと思っております。誠にありがとうございました。

本議会は、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに工事請負

契約の締結など 27 件の諸議案をご提案させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導、ご支援をいただきますように何卒よろしくお願いを申し上げます。

それでは、3月に開催をいたしました、平成 26 年第 1 回隠岐の島町議会定例会以降の、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

最初に、これも議長からご報告がございました、竹島問題の早期解決を求める東京集会でございますが、6月5日、ちょうど御霊会の日でございましたが、東京都千代田区にございます憲政記念館において、日本の領土を守るため行動する議員連盟並びに竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議の共催によります竹島問題の早期解決を求める東京集会が開催をされたところでございます。

当日は、約 400 名の関係者の皆様方が集まりまして、政府代表の後藤田正純内閣府副大臣は、「竹島は歴史的事実に照らしても、国際法上も明らかに我が国固有の領土である。」と強調され、「国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決するため全力で取り組んでいく。」とこのように述べられ、政府として積極的に対処する姿勢が示されたところであります。

私も、この集会で時間をいただき、竹島問題を北方領土問題と同等に日本の領土としての扱いをしていただきたく、内閣府への竹島担当部局の早期設置、また、暫定水域における安定漁業の確保等を推進するように、一刻も早く政府が動き出していただきたいと、こういったことを地元代表といたしまして、改めてお願いをしてまいったところであります。

次に、都万診療所医師の着任につきまして、ご報告をいたします。

昨年 10 月から、都万地区におきましては、隠岐病院や他の診療所、島根県等にご協力をいただき、何とか診療を継続させてきたところでございますが、かかりつけ医が不在となりました都万地区の皆様方には、大変ご不便をおかけしてきたところでございます。

医師が不在となりました以降、積極的に医師招聘にかかる情報収集に努めてまいりましたが、本年、3月26日に鹿児島県あいらしの始良市の市立診療所で勤務されておられます森先生から求人情報の問い合わせがございまして、4月5日、6日に、都万診療所を視察いただき、本年、8月1日付けで都万診療所に着任いただける運びとなりました。今しばらく時間はかかりますが、8月には、都万診療所に常勤医師として勤務していただくことを先般改めて確認をさせていただきます。いろいろとご協力いただきませんが、そういうことになりましたのでご報告を申し上げます。また、この間いろいろとご心配をおかけしましたが、ご支援をいただきまして誠にありがとうございます。

次に、隠岐世界ジオパーク推進協議会の取組みでございますが、3月24日、隠岐ジオパーク推進協議会の総会を開催させていただきまして、平成25年度の事業実績や決算の報告、また平成26年度の事業計画・予算等を承認していただきました。また、その時点で規約改正も行われまして、協議会の名称を「隠岐ジオパーク推進協議会」から「隠岐世界ジオパーク推進協議会」に改名させていただいたところでもございます。

4月23日には、第40回鳥取・島根経済同友会合同懇談会が松江市で開催をされました。隠岐世界ジオパークと山陰海岸ジオパークが招待をされまして、その会合の中で、「世界ジオパーク認定を活かして、山陰海岸及び隠岐諸島の観光振興を考える」ということをテーマとしたプレゼンテーションを行わせていただきました。

また、5月21日には、首都圏在住の島根県出身の企業・団体の経営者でつくります「島根マインドの会」の総会が東京で開催されましたが、約40名の会員の皆様が出席をされたそうです。奨励賞を隠岐世界ジオパーク推進協議会が受賞させていただくことになりました。

総会には、協議会副会長でございます知夫の福山村長に出席をしていただきまして、賞を受け、また活動状況を紹介させていただいたところであります。

5月25日には、松江市くにびきメッセにおきまして、隠岐世界ジオパークフェスタを開催させていただきました。

当日は、登山家で名をはせております野口健さんの講演会、更にはオリジナルフレーム切手の贈呈式、各種イベント、物産販売会等が会場で行われまして、目標を上回る4,000人を超える来場者がございました。今回のイベントの目的であります松江市周辺の誘客、知名度向上は、何とか果たせたのではないかとこのように考えております。ご協力いただきました地元の業者の皆様方、また島根県当局にこの場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。

5月29日には、JGN日本ジオパークネットワークの通常総会が、茨城県つくば市で開催されました。

決算・予算等の承認や役員の任期満了に伴う改選も行われまして、私が任期2年の理事に選任されたところであります。

大会では、隠岐世界ジオパークとして、世界認定時におけるJGNの支援への謝辞を述べさせていただき、また世界ジオパークネットワークの一員として、ネットワーク活動への更なる貢献につきましては、決意表明をさせていただいたことを併せてご報告申し上げたいと思います。

次に、隠岐の島ウルトラマラソンにつきましては冒頭でも申し上げました、6月15日恒例

となりました大会が開催をされました。平成 17 年に新町誕生を記念して第 1 回大会が開催をされまして、翌 1 年は少し検討しようと、これはどうしてもやってほしいという要望が多かったために、開催時期も含めていつがいいのかというのを検討するために、1 年間勉強をさせていただきました。したがって、今年は 10 周年ですが第 9 回目の開催です。回を重ねるごとにエントリー数が増えてまいりまして、過去最多の、隠岐の町内の方々の疾走も含めまして 996 名のエントリーがございました。実際には当日の疾走は 900 人だったそうでございます。率にいたしますと 86 パーセントの完走率だったそうです。高い完走率を確保させていただくことになりました。

例年同様、今大会も 1,000 名を超えます大勢のボランティアの皆様方のご協力や、先ほど議長からお話ございましたが、各地域の沿道における温かい大声援に支えられ、島民の皆様が一体となった大会運営ができたかと思えます。参加された皆様からも高い評価をいただいたところでございます。

来年度は、いよいよ第 10 回の記念大会を迎えます。今回の大会を検証し、町民の皆様方との強い連携のもと、更なる交流の輪を広げてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、全国闘牛サミット in 長岡大会につきまして、ご報告申し上げます。

6 月 7 日、8 日の 2 日間、新潟県長岡市におきまして、第 17 回全国闘牛サミット in 長岡大会が、北は岩手県から南は沖縄県までの 6 県 9 市町から闘牛関係団体の皆様方の参加のもと盛会に開催をされました。

本町からは全隠岐牛突き連合会長様を始め牛突き関係者の皆様、そして私どもの副町長、観光課長に参加をしていただきました。

サミットでは、各地域の取組状況の報告や今後の地域間の交流などについて意見交換がなされ、改めて交流促進と伝統文化の保存伝承を図り、地域活性化に努めることが確認をされたとの報告を受けたところでございます。

次に、離島和牛振興サミット in 隠岐の開催につきまして、ご報告いたします。

5 月 28 日、離島の畜産農家や関係者が一堂に会し、離島における畜産振興の在り方について考える、全国初でございましたが離島和牛振興サミット in 隠岐大会が、隠岐島文化会館で開催をされました。

会議には、地元島根県はもとより、新潟、長崎、鹿児島、沖縄の 5 県から畜産農家や関係者の方々約 70 名が出席をされまして、離島における飼料確保や放牧上のいろいろな問題点、

また、獣医師不足や市場のあり方などについて活発な意見交換がされたところでもあります。

本会議で議論されたそれぞれの課題につきましては、今後離島振興法に反映させるよう他の離島地域とともに国に働きかけるなど、本町における畜産業の振興につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、全国離島振興協議会の総会につきましてご報告申し上げます。

5月28日に鹿児島県奄美市におきまして、全国離島振興協議会通常総会が開催され、平成25年度事業報告・収支決算及び平成26年度事業計画・収支予算ともに承認されたところでもあります。

全国離島振興協議会といたしまして、国の離島振興基本方針に基づく事項の完全実施、そして離島航路・航空路に対する支援政策の抜本的改善の推進など重点推進項目を定め、特に「離島航路・航空路支援の抜本拡充について」特別決議がなされました。今後、要望活動を積極的に行う予定としております。いろいろな計画を国に要望するわけですが、離島航路・航空路というと、航空路がない離島もたくさんございます。私は、共通する全国離島143市町村に共有する問題は離島航路だと。まず、離島航路の低廉化を一本に絞ってやるべきだということも提案させていただいているところでございます。

また、今年は第7回全国離島交流中学生野球大会が来る8月18日から新潟県佐渡市で開催されることが決定になっておりまして、本町からも引き続き子どもたちが参加いたします。併せてご報告申し上げます。

次に、島根県食生活改善推進協議会総会・研修会・交流会につきましてご報告を申し上げます。

5月22日、隠岐島文化会館を会場といたしまして、第36回島根県食生活改善推進協議会総会並びに研修会が開催されました。

島外の食生活改善推進協議会の会員の皆様方や、島根県の事務局それから本町の食生活改善推進協議会の会員の皆様方が参加され、意見交換がなされました。

交流会では、本町食改の皆様方の踊りやにわか登壇、西ノ島町食改会員の方々による健康体操、その他飛び入りの芸でありますとか、いろんなことが賑やかに交流会の中で披露されました。中でも、本町食改手作りのオードブルや爆弾おにぎり、にしめ、岩がきやサザエ、ヒオウギ貝、刺身の船盛り、隠岐の地酒、隠岐そば等、隠岐ならではの料理を十分に堪能され、満足をされていたようでございます。

翌日の島根県食生活改善推進協議会総会には、会員約350名の皆様方が出席をされ、研修

会では、島根大学塩飽副学長の講演「健康な暮らし方の秘訣」と題しまして、規則正しい食生活の重要性について講演がございました。

会員の皆様方に加え、約 100 名の町民の皆様方も熱心に傾聴され食生活を見直す機会となったのではないかとこのように思っております。隠岐ならではの島根県食生活改善推進協議会の総会・研修会、そしてまた、初めて開催する交流会は、会員の皆様方にたいへん喜ばれ、盛会の内に終了させていただくことができましたことをご報告申し上げます。

最後に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づきます関係法人の経営状況を説明する書類についてでございますが、これは本会議の開会前に総務課長からもご報告がございました。隠岐の島町土地開発公社、財団法人隠岐の島町農業公社、財団法人隠岐の島町教育文化振興財団及び株式会社ふせの里の経営状況に関する書類を、6 月 17 日隠岐の島町議会議長に、それぞれの法人の決算書類等と併せ提出をさせていただいております。

内容につきましては、各常任委員会において所管課から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

なお、株式会社あいらんどの経営状況に関する書類につきましては、9 月の第 3 回議会定例会に提出させていただくことにいたしましたので、ご理解を賜りますようによろしく願いいたします。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、3 月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後段に掲載いたしておりますのでご参照を賜りたいと思っております。

以上、行政報告に代えさせていただきます。

**議長（石田茂春）**

以上で、「行政報告」を終ります。

## **日 程 第 5、町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第 1 号「平成 25 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から諮問第 3 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの 27 件を一括して議題といたします。

## **日 程 第 6、提案理由の説明**

ただ今議題となりました 27 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

## 番外（ 町長 松 田 和 久 ）

本日提案をさせていただきました諸議案について、ご説明申し上げます。

報告第1号と報告第2号の2件につきましては、平成25年度隠岐の島町一般会計及び下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書でございます。

それぞれの会計において「繰越明許費繰越計算書」のとおり、平成26年度に明許繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、報告第1号の「平成25年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」でございますが、平成25年度予算のうち、犬来漁港整備事業など10事業につきましては、総額3億465万9,000円を平成26年度に明許繰越することにいたしております。

次に、報告第2号の「平成25年度隠岐の島町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について」でございますが、平成25年度予算のうち、西郷地区公共下水道施設整備事業につきましては、5,300万5,000円を平成26年度に明許繰越することといたしましたので報告申し上げます。

続きまして、承認第1号から承認第10号までの10議案につきましては、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。それぞれの会計につきまして、去る3月31日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行っております。同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を賜りたいと思っております。

まず、承認第1号の「平成25年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について」ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、745万9,000円の減額でございます。補正後の予算額を153億7,046万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、隠岐広域連合負担金の減額や岬牧野整備事業、道路改良事業、住宅建設事業等の実績によります減額など各事業の確定によります補正をさせていただきました。

歳入におきましては、事業確定によります国・県補助金等の減額もございまして、町民税個人所得割、法人税割の増額、特別交付税の額の決定によりまして、新たな財源が捻出されたことから各事業の確定に伴いまして財源組替え等により町債を減額するということになりました。

したがって、町債の借入限度額を定めます「地方債の補正」も併せて行わせていた

だいております。

次に、承認第2号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の専決処分について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、9,327万7,000円の減額でございます。補正後の予算額を20億1,902万4,000円とするものであります。

補正の主な内容は、療養給付費及び出産育児一時金等を実績により減額し、歳入では、療養給付費負担金、一般会計及び財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、承認第3号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、174万円の減額でございます。補正後の予算額を8,823万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、一般管理費では、備品購入費及び人件費の減額、歳入では、診療報酬収入、事業勘定繰入金を実績により増額いたし、一般会計繰入金及び町債を減額させていただくものであります。

これに伴いまして、町債の借入限度額を定めます「地方債の補正」も併せてを行っております。

次に、承認第4号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」でございます。

歳入歳出予算の補正額が、626万9,000円の減額でございます。補正後の予算額を1億4,333万円とするものであります。

補正の主な内容は、衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療収入及び一般会計繰入金を実績により減額いたしました。

併せて、町債の借入限度額を定める「地方債の補正」を行っております。

次に、承認第5号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第4号)の専決処分」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、1,079万4,000円の減額でございます。補正後の予算額を1億5,920万円とするものであります。

補正の主な内容ですが、医療用機器器具費、衛生材料費を実績により減額し、歳入では、各診療報酬収入を実績に応じて増減し、一般会計繰入金等を増額するものであります。

当会計につきましても、併せて「地方債の補正」を行っております。

次に、承認第6号の「平成25年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、1,705万5,000円の減額でございます。補正後の予算額を4億118万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、施設整備費及び公債費を実績によりまして減額をし、歳入では、使用料や繰入金及び国庫補助金や町債等を減額するものであります。

また、これにつきましても町債の借入限度額を定める「地方債の補正」も併せて行っております。

次に、承認第7号の「平成25年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、2,940万7,000円の減額でございます。補正後の予算額は10億1,364万9,000円でございます。

補正の主な内容は、公共下水道施設整備、市町村設置浄化槽施設整備、漁業集落排水施設整備費及び特定環境保全公共下水道施設整備費の事業費を実績により減額し、歳入では、国庫補助金を増額し、町債及び繰入金を減額するものであります。

また、この「地方債の補正」につきましても併せて行っております。

次に、承認第8号の「平成25年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、財源の組替えでございます。利用者の減により訪問看護収入を減額し、一般会計繰入金を増額させていただくものであります。

次に、承認第9号の「平成25年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、270万円の減額でございます。補正後の予算額は3,699万3,000円でございます。

補正の主な内容は、医療用機器器具費及び医療用衛生材料費を実績によりまして減額をし、歳入では、各診療報酬収入を実績に応じて増減し、運営費県補助金及び一般会計繰入金を実績により減額するものでございます。また、都万診療所への医師派遣費を実績に応じ増額させていただきました。

次に、承認第10号の「平成25年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、2万円の減額でございます。補正後の予算額は1,082万1,000円でございます。

補正の主な内容は、人件費負担金を実績により減額し、歳入では、診療収入及び県補助金を実績により減額し、一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、承認第 11 号の「隠岐の島町税条例及び隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、関連いたします町税条例及び同条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたため、去る 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し専決処分を行わせていただいたものであります。

主な改正点といたしまして、一点目は、軽自動車税につきまして、平成 27 年度分からの税率を約 1.25 倍または 1.5 倍に引上げ、平成 28 年度分から四輪等について 20 パーセントの重課を導入するものであります。

二点目は、法人町民税につきまして、地方法人税の創設に伴い、本年 10 月 1 日からの事業年度分の法人税割の税率を 9.7 パーセントに引下げるものでございます。

三点目は、固定資産税につきまして、新築住宅に係る減額の 2 年間の延長や、耐震改修が行われた既存構築物に係る減額の創設など、負担軽減措置を延長・創設するものでございます。

四点目は、町民税につきまして、肉用牛の売却によります事業所得に係る課税の特例措置を 3 年間延長するものでございます。

この他、地方税法等の改正に伴い、関連する条項の改正を行うものであります。

併せて、昨年 10 月 3 日公布いたしました「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」につきましても改正を行わせていただくものであります。

次に、承認第 12 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございますが、これも地方税法の一部を改正する法律が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、去る 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認をいただくものであります。

改正の主な内容は、「課税限度額の引上げ」及び「減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更」であります。

続きまして、議第 88 号から議第 90 号までの 3 件につきましては、平成 26 年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案でございます。

まず、議第 88 号の「平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 1 号)」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、3,742万6,000円の追加でございます。補正後の予算額を152億1,742万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、子育て支援対策事業といたしまして、児童生徒医療費の助成及び事務用パソコン並びに教育用パソコンの整備に要する経費等を補正計上するものでございます。

これらの財源につきましては、国・県補助金等の特定財源のほか、繰越金を充当しております。また、町債の借入限度額を定める「地方債の補正」につきましても併せて補正させていただくものであります。

次に、議第89号の「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、77万1,000円の追加でございます。補正後の予算額は1億4,677万1,000円となります。

補正の主な内容でございますが、医師不在時における代診医派遣賃金と費用弁償など一般管理費を増額させていただくものであります。

財源につきましては、診療収入を充当いたしております。

次に、議第90号の「平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、478万4,000円の追加でございます。補正後の予算額を12億2,768万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、下西ポンプ場の送水管及び飯美と福浦処理区の通報装置に不具合が発生いたしまして、早急に対応する必要が生じております。施設管理費を増額させていただくものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金を充当しております。

次に、議第91号から議第93号までの3件につきましては、条例の一部改正案件であります。

まず、議第91号の「隠岐の島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

診療所の医師確保を図りますために、医師の定年年齢65歳を70歳に引上げるものでございます。今回、都万に来られる先生は65歳でございます。まだまだ十分に働ける元気な先生でございます。この際、定年を5歳延ばさせていただく条例でございます。

次に、議第92号の「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、中央公民館陶芸室の冷暖房設備設置に伴いまして、使用料規定を追加する

ものでございます。

また、布施公民館の使用料に不備がございましたので、これも併せて改正するものでございます。

次に、議第 93 号の「隠岐の島町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」についてでございますが、「子育てに伴います保護者の経済的負担の軽減」や「子どもの健全な育成を図る」とともに、隠岐の島町総合振興計画の基本施策の一つである「安心して子どもを生み育てる環境づくり」を推進してまいりますため、条例の一部を改正させていただくものであります。

改正の主な内容は、医療費助成の対象年齢の引上げと、それに伴う名称の変更を行わせていただくものであります。

次に、議第 94 号の「基本協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」についてでございますが、西郷浄化センターは、平成 21 年 4 月 1 日に供用を開始し順調に処理水量が伸び、平成 29 年には、流入水量が処理能力を超えることが予想されますことから、処理水槽を増設する必要が生じてきます。当初からこの計画はあるわけですが、この度これを正確に増設するということであげたところでございます。

西郷浄化センターの増設工事には、複数年の期間が必要であります。また、建設には専門的な知識・資格等が必要でございますことから、地方自治体の業務を代行することができる日本下水道事業団と平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間、建設工事に係わる基本協定を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 95 号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(2号幹線その1)工事〕」についてでございますが、去る 6 月 3 日、10 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、徳畑建設株式会社が落札いたしました。同社と契約金額 6,026 万 4,000 円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 96 号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(5号幹線その2)工事〕」についてでございますが、去る 6 月 3 日、10 者により指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 竹田組が落札いたしましたので、同社と契約金額 5,292 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 97 号の「物品購入契約の締結について〔島後清掃センター塵芥収集車〕」についてでございますが、6 月 4 日に 4 者により指名競争入札を執行いたしました。有限会社太陽車輛が落札いたしましたので、同社と契約金額 1,247 万 6,000 円で物品購入契約を締

結いたしたく、議決を求めるものでございます。

最後に、諮問第1号から諮問第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員10名のうち、野津憲一氏と重栖隆快氏が平成26年9月30日をもって任期満了となります。引続き野津憲一氏と重栖隆快氏を委員として推薦いたしたく、また、同委員の中西昇氏が去る3月31日に辞任されましたことから、新たに脇田千代志氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、27件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何卒慎重ご審議をいただき、適切にご決定を賜りますようお願いをして、提案理由の説明に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（石田茂春）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、10時35分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時25分 ）

**議長（石田茂春）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時35分 ）

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時35分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時35分 ）

**議長（石田茂春）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時50分 ）

## 日 程 第 7、休会について

「休会について」を議題といたします。

明日、6月20日は特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、6月23日、月曜日、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告      10時51分 )

以 下 余 白